

イギリス社会改良の一局面

——一八六〇年代工場立法成立経緯の基礎的分析——

石 畑 良 太 郎

一 開 題

一九世紀イギリスは、すぐれて社会改良の時期であった。産業革命の進行による社会的變動に即応するものとして、かすかすの社会立法が漸次的に成立し、それらが相互に脈絡して總体としての社会改良が生成し展開していった。政策主体の変遷にともなう、社会改良の発現形態は微妙な変改を示したが、それが全体としては進展の経路にのって、着実にイギリス社会に定着していったことは、なにびともあきらかな事実であった。

救貧法について言うならば、一八三四年のいわゆる新救貧法の成立は、エリザベス救貧法期の終結を意味し、

経済自由主義にもとづく救貧行政の開始を告げるものであった。そして、一八〇二年を端緒とするイギリス工場法は、いくたびもの改廃をへて、一八六〇年代までに、およそ一七件の成立をみていた。きわめて初期的な立法から出発した工場法は、その発展の経過において、工場監督官制度や基礎的な教育条項を導入することによって、世紀なかばには、社会進歩にほぼ相応する形式をととのえるにいたっていたのである。いま、一九世紀前半期の画期性をうたわれる工場立法を示すならば、その一つは中央集権的な工場監督官制度の基盤を形成した一八三三年工場法であり、いま一つは、反穀物法運動やチャーティスト運動との複雑かつ長期にわたる関連のなかか

ら成立した一八四七年工場法、いわゆる「一〇時間労働法」がこれである。

このようにして、産業革命期イギリスの工場制工業の特定部分を対象とする労働者保護立法は、漸進的にその規制の質を高め、同時にその規制の枠をも拡大していった。一八六四年工場法拡張法 (the Factory Acts Extension Act, 27 & 28 Vict., c. 48) の段階に達して繊維産業以外の若干の産業への法的規制が実現した。このこともまた、対象産業の枠の拡大ということで、工場法史上一つの画期を形成するものと言えよう⁽¹⁾。

ところで、イギリス工場法の相いつく進展にもかかわらず、未規制のままに放置されていた広大な産業分野があった。これらの産業分野に従業する労働者たちは、規制対象下の労働者とはば同種同様の作業を、はるかに有害劣悪な労働条件と労働環境のもとで強いられていたのである。小工業・家内工業に従事する労働者が、まさにそれであった。周知のように、いわゆる産業革命をへて産業高度化過程を経過する時期には、各国ともそれぞれの小工業・家内工業問題を一つの重大な課題として処理しなければならなかった。イギリスもまた、その例外で

はなかったのである。すなわち、しばしば想像されてきたイギリス産業化過程の幻影とはことなって、産業の近代化と言うことがただちに急速な大規模工業化を意味せず、したがって労働者状態や労働条件のすみやかな均等化を産み出しもしなかったのであった。この点についての精緻をきわめる実証研究は、ケムブリジ大学・J・H・クラップム (J. H. Clapham) 教授の『経済史全三巻』、なかんづく第一巻および第二巻の叙述に躍如として⁽²⁾いる。さらにまた、この課題に関する本邦の学者の問題意識より発する秀れた研究成果としては、たとえば一橋大学・外池正治助教授による綿密な多角的分析をあげうるであろう⁽³⁾。したがって、イギリスにおける、小工業・家内工業の変遷形態に関する問題点は、さしあたっては、あげてこれらの諸研究に依拠したいと思う。

小稿においては、イギリス小工業・家内工業問題への一接近として、一八六〇年代における工場立法の変遷、とくに仕事場法 (Workshop Act) 成立の経緯にのみ限定して、若干の検討と整理をおこなってみたい。

(1) 拙稿「自由主義経済政策の展開」、『経済政策の史的展開』(山中篤太郎ほか監修『経済政策講座Ⅱ』)、有斐閣、

昭和三九年、を参照されたい。

(2) J. H. Clapham, *An Economic History of Modern Britain*, Vol. I, *The Early Railway Age*, Cambridge, 1926, Vol. II, *Free Trade and Steel*, Cambridge, 1932, Vol. III, *Machines and National Rivalries*, Cambridge, 1938.

(3) 外池正治「中小企業問題の国際的研究——イギリス産業高度化過程における小工業・家内工業の研究」山中篤太郎編『経済成長と中小企業』(『日本経済の現状と課題』第3集)春秋社、昭和三八年。

二 「児童雇用調査委員会」とその成果

〔I〕「児童雇用調査委員会」の設置

一八六〇年代に入ると、広大な未規制の産業分野を残してはいたが、イギリス工場法の形式上の体系は一応整備されてきた。こうして、必然的に次段階へ法体系を展覧させようという気運が醸成されてきたのである。もちろん、このような気運の背後には、この時期にいたってはじめて登場した新産業での労働者状態への関心がすくなく存在していたものと思われる。従来の繊維産業以外の新産業の発展は、識者の眼をひくほどに活発におこなわれていた。

一八六一年八月一日、工場法運動の主唱者の一人であるシャフツベリイ卿(Lord Shaftesbury)は、上院において未規制の児童および未成年者の雇用状態について新たな調査をおこなうべきことを提議した。その眼目は、幼児就業・夜間労働・劣悪環境の実態を解明することに求められた。その結果、翌一八六二年にこのための「児童雇用調査委員会」(The Children's Employment Commission……以下、C・E・Cと略称する)が設置され、その後五年間にわたり調査をおこない、興味ある数次の報告書を發表した。⁽¹⁾

〔II〕C・E・C報告書の要点

工場法史家ハチンス(B. L. Hutchins)、ハリソン(A. Harrison)は、このC・E・C報告書の内容をかなり詳細に収録しているが、ここにはその要点のみを摘記しておこう。

(1) 陶器製造業(pottery)……一八四二年の調査以降改善されていない。長時間労働にくわえて鉛毒の危険がある。とくに危険なのは、浸液工程(dipping)・洗滌工程(souring)である。きわめて低賃銀。任意の業者間

協定では年少労働を防止しえず、立法的な関与をのぞむ意見は、有力業者たるミントン (Minton) やウェジュウッド (J. Wedgwood) から示された。委員らは、権限の強い医療監督官 (Medical inspector) の任命を勧告した。

(2) 黄燐マッチ製造業 (Lucifer match)……陶器の場合を上まわる恐るべき状態。一般的な悪条件にくわえて、ここでは顎骨エソ (necrosis of jawbone) の発生がある。労働者の大部分は、婦人と幼い少女であった。

(3) 壁紙製造業 (paper-staining)……季節性があって、最多忙時には一五—一六時間の長時間労働がみられる。

(4) 紋織綿布製造業 (fustian cutting)……小工場 (smell workshops) と家内工業 (home industry) の両種が存在した。成人男子労働者の賃銀は、児童労働の継続的な増加によって、一八二五年の水準よりも低下した。

(5) 麦稈真田製造業 (straw-plaiting)……幼児労働の酷使と狭隘な作業場が目立っている。

(6) メリヤス類製造業 (hosiery)……一八四〇年代のこの産業は、なお手細工 (hand-work) の段階であった。しかし、一八四六年に蒸気力織機が導入され、一八五二

年には三、八〇〇台が稼動していた。一八六二年の C・E・C は、ここに産業革命の影響を認めている。ところで、この産業に直接または間接に雇用されていた人員数は一二万人であったが、工場法の適用下にあったのは、うち四、〇六三人にすぎなかった。その他の人々は、問屋 (warehouse) や個人の住居 (private house) で同様の作業をおこなっていた。問屋は、主としてノッティンガム、レスター、ローボローに存在し、その他の作業場は、ノッティンガム、ダービー、レスター諸州のより小さな町村にあった。

当時のメリヤス類製造業は二つの異種系列にそって発展した。つまり、工場生産による大量・安価・迅速な系列と、手織機による最高級品生産の系列がこれである。家内工業の労働条件は、工場にくらべてはるかに劣悪であった。長時間・不規則労働。作業場と食堂・台所の分離。委員らは、これらの労働をレース産業と同様に規制することを勧告した。

(7) 金物類製造業 (hardware manufacture)……中心地パーミンガムでは、他産業にくらべてとくに長時間労働ではなかったが、その不規則性が甚だしかった。パー

ミンガムのみで一〇歳以下の被雇用児童およそ二、〇〇〇人。その四分の一は八歳以下。労働状態劣悪で、職業病として肺と粘膜の病気が多かった。委員らは、大工場が規制下にあつて小仕事場 (workshop) が未規制なのは不合理であるとの結論に達した。そしてその『第三報告書』で、おしなべて工場監督官の規制下に入れるよう勧告し、もしも経費の点で問題があれば地方衛生当局 (local sanitary authorities) の監督下に入れるよう述べた。

(8) 衣料関連諸産業 (multifarious industries relating to wearing apparel) …きわめて多岐にわたるので、C・E・Cは、対象を婦人および少女 (women and girls) の労働に限定して調査した。当面の業種は大きく二群に分類された。第一群は、婦人服仕立業・婦人帽仕立業・マント仕立業、第二群は、シャツ製造業・カラー製造業・婦人用旅行用品製造業・コルセット製造業・張り入り下袴製造業・ネクタイ、ベルト、ずばんつり等製造の婦人仕立業・紳士服仕立業・帽子製造業・ふちなし帽子製造業・製靴業・手袋製造業等から成つていた。

一八六一年のセンサスによれば、これら各群ごとに三〇万人弱の女性 (females) が雇用されており、計六〇万

人にも達した。このほか、アイルランドの一一万二、六〇〇人、スコットランドの五万一、〇〇〇人以上が付加される。調査は困難をきわめた。縫製機の導入は各種の仕事をつけてしまった。業種別の労働の実態を検討するのは、事実上不可能に近くなつていた。一軍需衣料工場だけで一、〇〇〇人以上を雇用し、その大多数は婦人と少女であつた。

問題は、実態は工場 (factory) であつて、作業場所が個人の住居 (private house) である場合に存在した。シャツ製造業や製靴業では一五時間という過長労働がおこなわれ、繊維のゴミが浮遊して肺疾患をひきおこしたり、作業場と寢室の分離がなされていない例がすくなくなかった。しかし、全体としては一八四二年の調査よりも時間短縮を実現していたのである。委員らは「婦人服仕立業と婦人帽仕立業には、工場法が規定する労働時間と相容れないものは存在しない」という結論に達した。そして、縫製業 (sewing trade) においては、小規模雇用主 (small employers) と大規模経営 (large establishment) との間に一線を画すことは不可能であると考えた。その『第二報告書』の叙述―「多くの人々が集中し

ているところにのみ関与して、一方で同様の仕事をしている小規模雇用主を無統制のままに放置しているという事実が、必然的に大きな不満をさそい、また大きな不公平現象をもつにいたる。」かれらは、すべての縫製業は工場法の規制下におかれるべしと結論した。⁽²⁾

〔Ⅲ〕 C・E・C調査活動の影響と所産

数次にわたるC・E・C報告書の発表と綿密な調査活動は、各産業に相当の影響をおよぼした。メリヤス製造業の業主たち (masters) は、レース製造業なみの立法的規制に乗り気であった。金物類製造業では、委員らの報告書と現状への不満の結果、パーミンガムの若干の製造業者たちは、工場法による規制に先立って「一〇時間半労働日」を自発的に導入した。C・E・C報告書の勧告にこたえるものとして、国家規制に対するこの友好的な精神以上のものはなかったのである。ハチンス、ハリソンのつぎの指摘は重要である——「このことを、まったく博愛心 (philanthropic spirit) によるものだと考える必要はない。労働のキャラクターを改善するということ、かれらの利益になると認識しはじめていたことは明

らかである。そしてそのためには、教育の改善と幼年 (early youth) 労働をなくすということによってのみ可能だという認識がはじまっていたのである。⁽³⁾」

衣料関連諸産業においては、たとえば一流のドレスメーカーなどでは、ロンドンの流行の最盛期 (London season) には一日一四—一八時間労働が、当然のこととしてまかりとおっていた。しかし他方、過長労働時間の不利益を認識している、より開明的な雇用主もいた。『第二報告書』は、これら開明的見解の若干を引用している。レビリー (Mr. Levilly) という雇用主は、一日一二—一三時間労働でいかなる繁忙時のりきれると信じていた。一雇用主アインスタイン (Mr. Einstein) のつぎの証言は意義深い——「成人男子が望まず、かつ実際に耐ええないような長時間労働を、なにゆえに若い娘ら (young ladies) がやらねばならないのかわからない。……必要なら唯一のことは、規制がまったく全般的になされねばならないということである。たんなる道德的な押しつけや社会的影響力ではなにごともしえない。もしも、それが効果的なものでなければならぬならば、政府がそれをなすべきである。⁽⁴⁾」

C・E・Cが、事態の摘出にさいして示した原則は平凡なものであった。過長労働時間・劣悪な衛生状態・過労・生命と体力の浪費。これらはすべて安価な労働力と無規制な企業競争が産み出したものであった。ハチンス、ハリソンが的確に指摘するように、規制は工場(factories)にはもとよりいまだ必要であるが、そのことは、最小規模の労働の場所(the smallest workplaces)においてはなお一そう必要であるといふことを、委員らは調査した事実から引き出してきた。⁽⁶⁾

C・E・Cの調査の結論を集約して示せば、さしあたってつぎの五点をあげうるであらう。

① 過長労働時間をはじめとする劣悪な労働諸条件が存在していることの再確認。

② 児童労働を中核とする婦人・未成年者の就業の事実が継続していることの再確認。

③ 業種によってそれらの問題点に若干の差異が存在することの確認。

④ 開明的雇用主の一段の顕在化とこれらによる事態改善の要求の確認。

⑤ 企業規模による規制・未規制という、労働保護法上

の差別が、産業展開の実態を無視した不合理なものであることの確認。

(1) 一八六二年の「児童雇用調査委員会」は、三回目のものであった。第一回目のものは一八三三年に、第二回目のものは一八四二～三年に設置された。

(2) B. L. Hutchins and A. Harrison, A History of Factory Legislation, Westminster, 2nd ed., 1911, pp. 151—164.

(3) Ibid., p. 160.

(4) Children's Employment Commission, H. C., 1864, XXII, 2nd Report, pp. 79—80, quoted in B. L. Hutchins and A. Harrison, op. cit., pp. 163—164.

(5) B. L. Hutchins and A. Harrison, op. cit., p. 165.

三 一八六四年工場法拡張法の成立

〔I〕 C・E・C調査の帰結

のちに一八六七年のイギリス下院でS・H・ウォールポール(Spencer Horatio Walpole)が述べたように、C・E・Cの一八六三年の報告書が一八六四年工場法拡張法として結実した。⁽⁷⁾言うまでもなくC・E・Cの調査対象全業種が規制下におかれたわけではなかったが、家内労働に従事する紋織綿布工(home-working fustian cut-

ters)をふくむ六業種が新たに規制されるにいたったことは、大きな成果であると同時に、工場法史上一つの重大な意義をもつことであつたと考えてよい。それは、この立法が家内工業(home industry)を包含した最初の事例だつたからにはかならない。一八六四年六月、内務大臣H・A・ブルース(H. A. Bruce)が、この重要な問題を端的に指摘したにもかかわらず、議会はその新奇性にとくに注目することもなかった。工場法の原則の改変にもかかわるこの新展開に、議会が格別の反応を示さなかったことは興味深い。その理由は相応に求められるであらうが、さしあたっては、つぎの二点を摘記しておきたい。

①新たに規制下におかれた六業種においては、事実上、いわゆる工場制工業と家内工業との作業内容の差別がつけがたくなつてゐたこと。

②家内工業をも包含することをたてまゑとはしたが、その規定の表現がいまいであつて、もしも規制に反対ならば容易に脱法行為をなすことが可能であつたこと。周知のように、一八六四年工場法拡張法は、「工場」(factory)の定義を「賃銀のために労働する人間のいる

すべての場所」("any place in which persons work for hire")をふくむように拡大した。しかしながら、「ハチンス、ハリソンも指摘するように、この定義には大きな疑義がからんでいるのである。ハチンス、ハリソンはつぎのように述べている——「... "working for hire" という表現が、事実上家内労働を除外しないかどうかは疑問である。工場監督官ベーカー(Robert Baker)は、一八六七年四月のかれの報告書の二六ページで、もしも紋織綿布業者がかれ自身の家族のみを雇用しているのなら、その好みによって終夜労働することもできる。しかし、もしもかれが、一人か二人の婦人を雇用していれば、かれは一八時以降の労働はできない。こうした不平等は大きな不満の原因である。そこで、"working for hire"の定義が必要なのだと言っている。」⁽²⁾

このように不十分な問題点を残しはしたが、一八六四年の立法はC・E・C調査の最初の重要な結実であつた。C・E・Cは大いなる情熱をもってほとんどすべての産業を調査した。⁽³⁾ある工場法史家が賞讃したように、その調査は、対象に関する完璧にちかい徹底的な検討によつてイギリス産業の労働者状態を明確に摘示したのであ

第1表 6業種別被雇用児童および未成年者の人数

業 種 名	人 数
陶器製造業	11,100
黄燐マッチ製造業	1,613
雷管および弾薬筒製造業	150
壁紙製造業	1,150
縫製品仕上業	2,300
紋織綿布製造業	1,563

資料: Hansard, 3rd series, vol. CLXXV.
(1864. 6. 14.), pp. 1708—1709.

○〇〇ないし一万八、〇〇〇人であった。その業種別員数は、第1表のとおりである。各業種ごとにその雇用状態をみるならば、小異はあってもおしなべて未規制であること

〔Ⅱ〕一八六四年工場法拡張法の成立
一八六四年六月一四日、内相ブルースは工場法拡張法案を下院第二読会へ提出した。この法案は、未規制の陶器製造業・黄燐マッチ製造業、雷管および弾薬筒(cussion caps and cartridges)製造業・壁紙製造業・縫製品仕上業(finishing and hooking)・紋織綿布製造業の六業種を新たに規制対象においた。ブルースによれば、これら六業種の被雇用児童・未成年者数は、およそ一万七、

が、むしろ奇妙であった。①陶器製造業の雇用主たちは、その請願書に児童雇用こそが、その道徳および肉体上の諸悪の原因であることを明記している。そして、このことは製造業者間の協定では防止しえないという認識に達していた。「…業主自身によってはじめられた、過長労働反対・労働者の福利のための運動は、おそらくこれが最初の実例である」とブルースは述べている。ちなみに、この産業に従事する未成年者(一三—一八歳)は六、五〇〇人、児童(八—一二歳)は四、五〇〇人であった。②黄燐マッチ製造業は、一八三三年から開始された新興産業であった。この産業の成人労働者は八五〇人で、総就業者の三分の二は児童・未成年者であった。③雷管および弾薬筒製造業の被雇用児童数はそれほど多くはない。しかし、「なにゆえに法律の適用外なのか、その理由がわからない」と法案提出者は説明している。④壁紙製造業の中心地はロンドンである。その他、マンチェスター等。この産業の工程自体は有害ではないが、過長労働時間と多忙偏在期の存在が問題であった。ちなみに、この産業に従事する未成年者は五〇七人、一〇—一三歳の児童は六四三人、一〇歳以下の児童は八二人であっ

た。⑤縫製品仕上業については、すでに規制下にある漂白・染色業と同様にあつかうことが、監督官と製造業者から主張された。しかし、内相ブルースはこの主張への反対請願（ブラッドファード、ベルファースト、ダンディ、リーズの各地から提出）をもち出して新立法にふくめるよう提案した。⁽⁷⁾⑥紋織綿布製造業は、およそ四、〇〇〇人の被雇用者がいた。児童はその中の一、五六〇人を占めている。また、四、〇〇〇人中の六〇〇人は、個人の住居（private dwelling）で従業している。傾向としては児童の就業者数が増加していた。

内相ブルースの法案説明に対して、大勢としては賛成論が述べられ、長時間の討論のち第二読会の承認をえた。そして、六月一七、二七日の討議をへて、同年七月二五日、一八六四年工場法拡張法は両院を通過成立したのである。

〔Ⅲ〕 一八六四年工場法拡張法成立の意義

成立した一八六四年工場法拡張法は、労働時間条項のほか、工場の清掃・換気を義務づける条項等より成っていた。しかし、小稿では法律内容にはこれ以上ふれない

でおく。われわれは、この法律成立の意義を若干検討したい。

まず、一八六四年法の特色はつぎの諸点に求められる。①労働時間を短縮して、その結果、教育を受ける機会をつくり出したこと。②繊維関連産業以外の四業種とそれぞれの根元をもつ特定の二業種が規制下におかれたこと。③先述のように、はじめて家内工業を包含したこと。以上である。この中でとくに重要なのは、②および③であろう。壁紙製造業と紋織綿布製造業が規制下に入れられたことによって、‘factory’ という用語は完全な新解釈をもつにいったと R・W・C・テーラー (R. Whately Taylor) は述べている。つまり、従来、漂白・染色・捺染業に工場法を適用したさいには、工場立法の原則はそれらの仕事 (occupation) に拡大されたのであって、‘factory’ という用語からは明確に区別されていたのである。いまや、六業種は明確に ‘factory’ として列記されるにいったのであった。⁽⁸⁾

このことと関連して議論の対象となったのは、特定産業の特定の劣悪環境への規制拡大をめぐってその定義しうる限界をどこに求むべきかということであった。テー

ラーは、これをピール (Sir Robert Peel) による綿工場等に局限した最初の工場法になぞらえて、拡大の限界の論理的な結末がもたらすものを考えている。すべての業種を規制下におくことがなぜできないのか、また、'factory' に規制対象を局限すべきか——「これこそが、ドアを広広と開けたのであった。」⁽⁹⁾ さらに言うならば「ついに議会は、大規模な繊維産業のみが規制されうろという概念を放棄した」のである。⁽¹⁰⁾

かくてわれわれは、一八六四年工場法拡張法の工場立法史における意義を、さしあたっては、つぎの二点に集約して求められると考える。

① C・E・C 調査にもとづく労働実態の解明によって、その結実としては第一段階であり不十分な点もみられたが、ともあれ労働保護法への認識が一そう深化したと。

② 異種産業間および同一産業内の異業種間の規制・未規制の差別、工場制工業および家内工業間の同様の差別、ならびに 'factory' とその他の労働場所との間の同様の差別の壁が除去される第一步を画し、いわゆる「仕事場法」('workshop act') 成立の前提となったこと。以

上である。

詳細は別稿にゆずるとしても、事実認識の浸透と産業発展の当為性から、この法律は好感をもって迎えられた。一製造業者の書簡——「最初、法案が提出されたときには、陶器製造業者の二〇分の一九はこれに反対した。今日では、二〇分の一九はそれとの絶縁を欲していないとわたくしは思う。」⁽¹¹⁾

ともあれ、事態は進展の方向を示したのであった。

(1) Hansard, 3rd series, vol. CLXXXV, [1867, 3, 1], p. 1273.

(2) B. L. Hutchins and A. Harrison, op. cit., p. 155.

(3) C・E・C の調査した産業は、前述のほか、つぎのとおり——紙チューブまたは糸まき製造業・アイルランドおよびスコットランドの手織業・金属加工業・鋼船造船業・活字鋳造業・銅器製造業・タバコ製造業・巻きわく製造業・弾性ゴム工業・造花および皮革品製造業・製紙業・ガラス製造業・印刷業・製本および文具製造業・絹布製造業・ロープ製造業・ひも製造業・煉瓦製造業・その他の雑産業および農業労働者群 (B. L. Hutchins and A. Harrison, op. cit., pp. 164—165)。

また、C・E・C の構成員は、つぎのとおり——H・S・トリメンピール (Hugh Seymour Tremeneer), R・D・グレインジャー (Richard Dugard Granger), E・

- ウ・タンスン (Edward Carleton Tufnell) (R. Whately Cooke Taylor, *The Modern Factory System*, London, 1891, p. 400.)
 (4) Ernst von Pleier, *The English Factory Legislation*, London, 1873, p. 56, quoted in R. W. C. Taylor, *op. cit.*, p. 400.
 (5) Hansard, 3rd series, vol. CLXXV. (1864. 6. 14.), p. 1711.
 (6) Hansard, *Ibid.*, p. 1718.
 (7) Hansard, *op. cit.*, p. 1719.
 (8) R. W. C. Taylor, *op. cit.*, p. 401.
 (9) R. W. C. Taylor, *op. cit.*, p. 402.
 (10) Maurice W. Thomas, *Young People in Industry* 1750—1945, London, 1945, p. 92.
 (11) *Birmingham Daily Post*, March 19th, 1867, quoted in B. L. Hutchins and A. Harrison, *op. cit.*, p. 135.

四 「仕事場規制法」への発展

〔I〕「仕事場」規制への胎動

一八六四年法段階を経過してその任務の終局に近い C・E・C は、結論的に、個人の住居 (Private house) と小規模な作業場 (small places) の労働全般にわたって工場法の適用を拡大することを勧告した。その『第五報

告書』の要旨——「適正かつ規則的な労働時間および労働の場所の衛生状態に関する法的保護が拡大されるならば、児童・未成年者・婦人のきわめて大きな一群の改善に資し、また健康や快楽に大きく寄与するであろう。しかし、この種の立法は、さらにとりわけその両親によって、せまい・人いきれのする・きたない・換気のわるい作業場で、長時間の有害な労働に従っているひじょうに多くの、きわめて幼年の児童への保護と救済でなければならぬ⁽¹⁾。」一八六四年法をもってしては、労働者状態の抜本的改善はおこなえなかった。たとえば、工場監督官 R・ペーカーの一八六五年の陶器製造業の状態に関する報告書は、改善された面と同時に、単純な読み書き程度の教育すらほとんどなされていない実態を明らかにしている⁽²⁾。法的規制の拡大は必須のこととして要請されつづけたのであった。

さらにまた、イギリスの労働事情が小工業・家内工業を大量かつ大幅に存置させたということも、法的規正の拡大を促す重要な因子となっていた。たとえば、対米比較の視点からイギリス産業の発展を論究した H・J・ハバク (H. J. Habakuk) は、一九世紀を通じての豊富

な労働力供給が、イギリス家内工業存続に強大な利点となっていたことを論証している。不況期にさいして「小まわり」のきく家内工業が、工場制工場に伍してそれぞれの特色を発揮し、相互補完的に発展を持続したというのが、ハバカク教授の論点である。⁽³⁾このような所論を一つの基軸として、外池正治助教授は小工業・家内工業の存在形態を考察されている。⁽⁴⁾

ところで、この時期の工場法の発展と労働運動との関連はつまびらかでない。ロンドンを中心とする「合同組合」(Amalgamated unions)の活動とその影響力は限られていた。⁽⁵⁾一八七一年の機械工による九時間労働運動の要求とその獲得や、一八七二年の「工場法改正連盟」(Factory Acts Reform Association)の創設が、⁽⁶⁾それ以前の一八六〇年代の工場法、とくに小工業・家内工業への規制拡大と、実証的な直接の関連をもっていたということは論証したい。いまここで指摘しうるのは、労働運動の効果は、規制拡大への迂回的な浸透圧として作用したのかもしれないということのみである。

以上の検討を整理して、「仕事場」規制への胎動の問題点を示せば、つぎの二点である。

① C・E・Cの継続的調査が、産業別や企業規模による差別を廃して、劣悪労働条件の総合的改善の必要性を誘致したということ。

② イギリス産業構造の一特質として、小工業・家内工業の広汎な存置が認められ、そこにおける大工場と同種・同様の労働実態およびより劣悪な労働条件とを未規制のままに放置することの不合理性が認識されるにいたったということ。以上である。

〔Ⅱ〕 一八六七年工場法拡張法および一八六七年仕事場の成立

一八六四年法の実施状況とC・E・Cの相いつぐ勧告は、新工場立法制定の気運を高めていた。その結果として「一つの大きな躍進」⁽⁷⁾が、あいともに一八六七年に通過成立した工場法拡張法と仕事場法によってなしとげられたのである。一八六七年三月一日、S・H・ウォールポール議員は、下院第一読会に工場法拡張法案を提出し、同時に「労働時間規制法案」(Hours of Labours Regulation Bill)と名づけた仕事場(workshops)規制を目的とする一法案を提出した。これら二法案が明らかに組

第2表 業種別被調査員数

業 種 名	人 数
	(人)
レース製造業	320,000
メリヤス製造業	
麦稈真田製造業	
その他一、二の同種の産業	
衣料関連産業	858,000 (主として婦人)
スタフッドシャー・ウオリクシャー・ ウースターシアの金属加工業	91,129
製紙業, ガラス製造業, タバコ製造 業, その他の製造業	72,000
印刷業, 製本業, 煉瓦製造業をふくむ文具製造業	38,720
総 計	1,398,199

資料: Hansard, 3rd series, vol CLXXXV. (1867. 3. 1.), p. 1273.

み合わされて提出されたものであることは、それらがこの会期の第六二・第六三法案という続き番号で同時に示されたことからうかがい知ることができる。ウォールポールは、まず従来の工場法の成功の大きさをのべ、そこから引き出されることとして、より広汎にこれらの法律

の原則を拡大する時期が到来したことを告げている⁽⁸⁾。そしてさらに、C・E・Cの各年次にわたる報告書の貢献を評価して、これらの報告書が一五〇産業・一四〇万人をくだらないところの婦人および児童の成長・健康・体位・道徳・知力の諸状態について述べていることを指摘した。その業種別被調査員数は第2表のとおりである。

これら二法案の提出者は小規模な仕事場 (small work-shops) では、児童への悪影響は一〇倍にもなっておよんでゐること、そのゆえに個人の住居 (private dwellings) や両親の権利 (parental rights) への関与に対する反対論は、より大局的な見地から考えなおされねばならないと述べた。かれは、国家 (State) に児童労働保護の責務を負わせたのである。しかしながらウォールポールが、規模の大小を問わず同一原則で規制下におくことには反対している点は注目し値いする。C・E・Cの勧告した分割線は、被雇用員数によるものであった。ウォールポールは「大規模経営と小規模経営の間の分割線は、それらにおいておこなわれる労働の本性によって画することはできない。なぜならば、それは多かれ少かれ両者において同一のものだからである⁽⁹⁾」と述べて人員数による分

割線の画定を提案した。かれの原案は、員数一〇〇人をもって「工場」と「仕事場」とを区分しようとするものであった。しかし、七月三〇日の委員会審議においてポター (E. Potter) 議員が、綿業においてさえも平均被雇用員数は一五〇人であるから区分に「一〇〇人」をもってするのは過大であり、五〇人をもって区分すべしという修正意見を提議した。⁽¹⁰⁾ 同僚議員のアクロイド (C. Akroyd) やハーディ (G. Hardy) らの賛成をえて、「五〇人」が決定した。つまり、分割線の画定は、当時の基幹産業の一つである綿業の経営規模が、比較考察の一応のメドとされたとはいえ、かならずしも厳密な検討の結果として決められたものではなかったと考えられる。

そしてこの両法案は、ほとんど反対論に遭遇することもなく各読会をへて上院に送付され、一八六七年八月一五日および同年八月二一日にそれぞれ一八六七年工場法拡張法 (the Factory Acts Extension Act, 30 & 31 Vict., c. 103) および一八六七年仕事場規制法 (the Workshops Regulation Act, 30 & 31 Vict., c. 146) として通過成立したのである。

〔Ⅲ〕 一八六七年立法成立の意義

成立した一八六七年工場法は、きわめて錯雑した内容のものである。それは統合法 (consolidating Act) ではなかった。すでに規制下にある、繊維、漂白・染色、レース、および一八六四年法の規制下の諸産業はなんらの変更も生じなかった。そして新規に、熔鋳炉・銅器工場・可鍛鉄等の工場または製錬所・鉄鋳物工場・金属加工およびグッタベルカ (樹液を乾燥したゴム様物質) 製造の動力使用施設・製紙工場・ガラス製造工場・タバコ製造工場・活字印刷または製本の全施設等、その製造過程に五〇人以上を雇用する全施設が規制下に入ったのである。⁽¹¹⁾ かくて従前の 'factory' の定義は、多くの付加物をくわえて拡大した。この法律の規定内容には、小稿はふれないことにする。⁽¹²⁾

一八六七年仕事場規制法は、すでに工場法下にある工場をのぞく被雇用者数五〇人未満の製造工程を有する全施設に適用された。このことは、若干の特定産業における仕事場規制の方向づけを最初におこなった一八六四年法の発展的結実として、少からず評価さるべきであろう。この法律の特色の一つは、用語の定義が新機軸を打

ち出した点に求められる。‘employed’ ということは、賃銀を得るためであろうとなかろうと・雇用主の下でも親の下でも、すべての handicraft に従事することを意味した。‘workshop’ は、屋外・屋内を問わず、児童・未成年者・婦人による handicraft がおこなわれているすべての室または場所。そして、これらの児童・未成年者・婦人の雇用者が出入・統制の権利をもつすべての室または場所を意味した。‘handicraft’ の定義の骨子は、すべての手仕事 (manual labour) と言うにつきる。⁽¹³⁾そして、以上の諸点でとくに重要なことは、この法律が一八六四年法の規定をこえて “occupied with or without wages.” という ‘employed’ の定義により、すべての家内工業を規制下においたことであろう。この法律の規定内容についても、小稿ではふれないでおく。⁽¹⁴⁾

きわめて雑駁な検討にとどまったが、一八六七年の両法律成立の意義は、つぎの三点に集約されるであろう。

① 相当の規制除外例や龐大な例外規定を有すること等によって、その実効性は薄弱であったが、イギリス工場法史上はじめて全規模・全産業にわたる法的規制を実現し、その実質において不満足な点をふくみつつも、総体

としての標準労働日を確立したこと。

② C・E・C の調査にもとづく労働実態の認識が、部分的にはなく相当広汎な層に深化して、いわば萌芽的な労働科学的・労務管理的な意図よりする法的規制への積極的な支持が一段と表面化してきたこと。

③ 以上の諸点を総合して、多岐にわたる因子より合成される労働保護法への常識的な支持を生み出す基盤をため、国民最低限の生存状態概念を規定する方向へ世論を醸成していったこと。以上である。

(1) C. E. C, 5th Report, 1866, p. xxiv, quoted in B. L. Hutchins and A. Harrison, op. cit., pp. 148—149.

(2) Parly. Papers, 1865, vol. xx, pp. 519—524, quoted in G. M. Young and W. D. Handcock ed., English Historical Documents 1833—1874, London, 1956, pp. 992—996.

(3) H. J. Habakkuk, American and British Technology in the Nineteenth Century, Cambridge, 1962, Chap. V.

(4) 外池正治助教授の分類方法—①小工業支配地帯(繊維製品最終加工部門) (一)大消費地産業—ロンドンにおける衣服・仕立業、(二)地域化産業—ノッティンガム地帯におけるメリヤス工業)、②大工業・小工業併存地帯(金属製品

最終加工部門)〔加工部品産業—西部ミッドランド地帯における金属加工業、(1)手工的熟練に基づく伝統産業—ミンフィールド地帯の刃物工業)〔外池正治、前掲論文、第五節〕。

- (5) Henry Pelling, *A History of British Trade Unionism*, London, 1963, p. 70. (大前朔郎訳『イギリス労働組合運動史』、東洋経済新報社、昭和四〇年「ハーヴェジ」)
- (6) G. D. H. Cole, *A Short History of the British Working-class Movement 1789—1947*, new ed., London, 1952, Part II, Chap. VI. (林健太郎ほか訳『イギリス労働運動史』II、岩波書店、昭和二八年「第二部第六章」)
- (7) W. Stanley Jevons, *The State in Relation to Labour*, London, 1882, p. 58.
- (8) Hansard, 3rd series, vol. CLXXXV. (1867. 3. 1), p. 1272.
- (9) Ibid., pp. 1273—1274.
- (10) Hansard, 3rd series, vol. CLXXXIX. (1867. 7. 30), pp. 482—483.
- (11) B. L. Hutchins and A. Harrison, op. cit., p. 168.
- (12) Ibid., pp. 168—169. 等を参照せよ。
- (13) Ibid., p. 170.
- (14) Ibid., pp. 171—172. 等を参照されたい。また、すでに実施されている工場法と一八六七年工場規制法の相違点、たとえば、労働時間・教育・監督機関の差異等については、ハチンズ、ハリソンの書物のほか、R. W. C. Taylor, op. cit., pp. 404—405. 等を参照されたい。

lor, op. cit., pp. 404—405. 等を参照されたい。

五 一八六〇年代工場立法成立の意義

〔I〕「仕事場規制法」の帰趨

その成立の意義が認められるにもかかわらず、一八六七年仕事場規制法には大別して二つの弱点があった。①工場法なみの労働時間規制ではあったが、その制限内の時間の定め方は、より広義に解された。すなわち、児童は六時と二〇時の間で、未成年者と婦人は五時と一九時の間でいつでも労働することができた。一八四四年工場法の経験は、こうした定めの空しさを示している。ハチンズ、ハリソンも指摘するように『伸縮性』(‘elasticity’)は好都合にみえるが、経験の教えるところでは、それは虚妄のものでしかなかったのである。⁽¹⁾②さらに容易ならぬ弱点として、この法律は工場監督官によらず、地方行政機関の監督官 (the inspector of the Local Authority) によってその実施の処理がなされた点である。このことは、監督機能の拡散化・希釈化を意味し、さらには地域ごとの不均一処遇をも招来したのである。地方当局の任命した監督官は、工場監督官へ報告書を提

出した。シェフィールドの状態に関する工場監督官 R・レドグレイブ (Robert Redgrave) の報告書は、二、三人から四九人までの各種規模の仕事場およそ二、五〇〇を有する同市の問題点の一つとして、監督機能の不在を論じている点が興味深い。さらにまた、バーミンガムの状態に関する工場監督官 R・ペーカーの報告書は、任命された地方当局の監督官が無給あるいは不十分な給与しか与えられていない点を指摘し、内務大臣がすみやかに給与基準を設定すべきことを勧告して、当時の実情をよくうかがい知ることができる。⁽²⁾

このような「仕事場規制法」への批判論は、他面において、仕事場規制の重要性を一そう強調するものであった。工場と仕事場との法的規制上の若干の差別をとらえて、企業競争の同一条件下における展開を叫ぶ大企業経営者層は、単一システムの労働保護法の制定を迫った。⁽³⁾ この主張には多くの合理性が存在したと考えてよい。たとえば、R・W・C・テラーは言う——「その分離された法律の制定と分離された呼称以上に、不必要な煩雑さを想定することはむずかしい。技術上・實際上・歴史上、そして語原学上から言っても、'factory' という用語

は、まづに 'workshop' と同様に用いられてきた。そして法律のカバーするこの両者の労働状態は、基本的には同様であった。⁽⁴⁾」

仕事場規制の重要性は、事業の経営管理能力の面からも強調された。このことは、法律の運用面に直接たずさわった地方当局の監督官の絶えざる問題意識であった。仕事場規制法実施後、通学バートタイマーを二〇倍に躍進させる成果をあげたバーミンガムのリーク地区の地方監督官 R・ファロウ (Robert Farrow) は言う——「原則として大工場は、その道義的責任を意識しているインテリジェントな経営者によって経営されている。小さな仕事場を経営する一群の人々は、原則としてはこれとまったくことになっている。そこでわたくしは、原則として工場法は大規模経営よりも小規模経営においてはるかに必須のものであることを見出だすのである。⁽⁵⁾」

その存立の重要性とその欠陥への客観的認識から、仕事場規制法は、一八七〇年代にいたって工場法への統合のみを歩むのである。

なお、小稿では仕事場規制法の諸影響等についてはふれる余地がない。

【Ⅱ】 一つの結収

言うまでもなく、一八六〇年代の諸工場法もまた資本的意図の一つの発現形態であつた。⁽⁶⁾そこに産業資本の自主規制の色彩を濃厚にもち、被雇用者利害との幾多の対立点をふくむものであつたことは否定すべくもない事実である。マルクス(K. Marx)『資本論』は、精細・綿密をきわめる博引旁証をもって特定史観よりするこの間の事情を解明した宝庫であろう。これによってわれわれは、工場立法の制限的意義の側面を把握することができ⁽⁷⁾る。

にもかかわらず同時に、われわれはこの時期の工場立法が、総合的な社会立法の重要な一環としての積極的な意義をも併せもっていることを評価する必要があるのである。端的にその問題点を示せば、つぎのとおりである。

①既往の状況が招来した趨勢を、成文法として活性化しえたということ。すなわち、過去および当該時点における労働運動の蓄積的效果を迂回的浸透圧として作用させえたということ・在来工場法の一定の成果を経済発展

にともなう産業実態の変遷に適應させていわば相乗的に効果を高めたということ・『C・E・C調査報告書』や良心的な工場監督官等の努力の成果として劣悪労働条件の広汎多岐にわたる存在を再認識し、その改善策を具体化させたとということ。

②工場経営者の開明的意識を高め、その増大に寄与したこと。すなわち、在来工場法の規制下にあつた工場経営者層に、同一規制下における競争条件の平等化を意識せしめ、また、仕事場経営者自身にも企業の経営管理上の改善、つまり労働力の適正な確保や労務管理面の刷新のためにも、法的規制下に入ることを一そう希求させる一つの要因となつたこと。

③家内工業の劣悪労働条件を国家関与のもとに一定限度上昇させることによって、いわゆる「国民最低限」概念の基準を醸成する基盤を作り、さらに労働運動の包括的な自主的展開に、大局的には資した⁽⁸⁾ということ。

一九世紀イギリス社会改良への解釈論は、近年さかんに討議されているように見受けられる。⁽⁹⁾工場法史研究もまたこれらを摂取しつつすすめるべきであろう。小稿

においては、課題の経緯にのみ限定して些少の考察をおこなうにとどめた。

ともあれ、一八六〇年代のイギリス工場立法は次代への扉を開いたのであった。そして、仕事場規制の開始された一八六七年は、『マルクス『資本論』第一巻刊行の年であり、わが国においては各地に農民一揆や別子銅山鉱夫の騒擾が相いついだ慶応末年であったことも時代考証の観点からは興味をそそられる。

(1) B. L. Hutchins and A. Harrison, op. cit., p. 171.
その他 M. W. Thomas, op. cit., p. 101. を参照された。

(2) Parly. Papers, 1870, vol. XV, pp. 151—161, pp. 411—413, quoted in G. M. Young and W. D. Handcock ed., op. cit., pp. 996—1000.

(3) たとえば、一八六七年三月一日、製造業者たちの集会在バーミンガム商工会議所でおこなわれ、単一システム工場法を要求した (B. L. Hutchins and A. Harrison, op. cit., p. 172.)。

(4) R. W. C. Taylor, op. cit., p. 404. その他 R. W. C. Taylor, The Factory System and the Factory Acts, London, 1894, Chap. IV. を参照された。

(5) Parly. Papers, 1870, op. cit., quoted in G. M. Young and W. D. Handcock ed., op. cit., p. 1000.

(6) この点について、イギリス初期工場法に論及したものとして、拙稿「イギリス一八〇二年工場法における立法者意識の問題点」(『一橋論叢』、四四巻六号、昭和三五年二月)、同「イギリス一八一九年工場法における立法意識の問題点」(『一橋論叢』、四六巻四号、昭和三六年一〇月)等を参照されたい。

(7) たとえば、マルクスのつぎのような指摘は重要である——「……このようにして工場法がマニファクチュア経営から工場経営への転化に必要な物質的諸要素を温室的に成熟させるとすれば、それはまた同時に、資本投下の増大の必要によって、小親方の没落と資本の集積とを促進するのである。」工場法を拡大する問題点としては、「第一には資本は社会的周辺の個々の点だけで国家統制を受けるようになる」と、他の点ですます無節制に埋め合わせをつけるという絶えず繰り返される経験であり、第二には、競争条件の平等、すなわち労働搾取の制限の平等を求める資本家たち自身の叫びである。」一八六七年法については、「要するに、この一八六七年のイギリスの立法で目につくことは、一面では、資本主義的搾取の行き過ぎにたいしてどのように異常な広範な処置を原則的に採用する必要があるかの議論に強制されたということであり、他面では、次いで現実はこの処置を行なうにあたって議会が示した不徹底、不本意、不誠意な態度である。」(マルクス『資本論』、マルクスエンゲルス全集23巻a、大月書店、岡崎次郎訳による。いずれも、第一部第九章第四篇第一三章 機械と

大工業の、六二二、六三八—六三九、六四三—六四四（一）。

(8) 「工場立法の最終的な成果は、それ以下には人々が落ちえなうであらうな生存の状態を規定するところである」(*The Times*, June 12th, 1874, quoted in B. L. Hutchins and A. Harrison, op. cit., p. 172.)。また、外池正治「前掲論文、第八節の指摘を参照せられた」。その他、外池正治「イギリス小工業の展開と労使関係の変化」(『ビジネスレビュー』、一一巻二号、昭和三八年一〇月)もあわせて参照された。

(9) たとえば、J. T. Ward, *The Factory Movement 1830—1855*, London, 1962, ix+515 pp. 44, 広汎な問題をあつていふ。S. E. Finer, *The Life and Times of Sir*

Edwin Chadwick, London, 1952, x+555 pp. 443, M. W. Flinn ed., *Report on the Sanitary Condition of the Labouring Population of Gt. Britain 1842* by Edwin Chadwick, Edinburgh, 1965, 443 pp. 等44, 従来の研究の空白を埋めるための好個の資料を提供するものである。また、Jennifer Hart, "Nineteenth-Century Social Reform: A Tory Interpretation of History," *Past & Present*, No. 31 (July 1965), pp. 39—61, は「社会改良をめぐる歴史解釈についての示唆を与えてくれる。なお、拙稿「19世紀イギリスの社会改良に関する「Tory史観」への批判論——ハート論文の紹介」(東洋大学『経済経営論集』四一号、昭和四〇年十二月)を参照せられた。

(四〇・二二・六)(東洋大学講師)